

令和4年度第1回京都市芸術文化施設等指定管理者選定委員会摘録

日 時	令和4年8月1日（月）午前9時30分～午前11時10分
場 所	京都市役所 本庁舎1階 第3会議室
出席者	<委員> 木田 稔 （公認会計士・税理士） 才寺 篤司 （京都商工会議所特別プロジェクト推進室長） 寺嶋 聖津子（市民公募委員） 山崎 芙紗子（京都先端科学大学名誉教授） 吉岡 洋 （瓜生山学園京都芸術大学文明哲学研究所教授）
傍聴者	5名

1 開会（事務局）

2 委員紹介（事務局）

3 主催者挨拶（山中 京都市文化芸術政策監）

4 委員長、副委員長の選出

- ・山崎委員を委員長に選出
- ・吉岡委員を副委員長に選出

5 議事

（1）指定管理者選定方法等について

○京都コンサートホールの非公募について

（事務局） 資料1、2に沿って説明

（委員一同） 京都コンサートホールを非公募とし、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団をその候補者とすることについて異議なし

（2）非公募施設の指定管理者募集要項（案）、要求水準書（案）について

○京都コンサートホール

（事務局） 資料3-1、3-2に沿って説明

（委員） 資料3-2 P4の他の文化施設との連携について、現在、北山エリアの整備が進められているが、そういったことも書いておいた方がいいのか、そこまでは書かなくてもいいのか。

（事務局） 委員の御指摘を踏まえ、記載内容を検討させていただく。

（委員） 何も知らない人でも分かるような記載をお願いしたい。

（3）公募施設の指定管理者募集要項（案）、要求水準書（案）について

○京都市文化会館

- (事務局) 資料４－１、４－２に沿って説明
- (委員) 資料４－１ P 7 指定管理料について、料金改定で収入が増えることを前提にしているとのことだが、令和５年度と、令和６年度以降の金額が違うのはなぜか。
- (事務局) 今回の料金改定については、令和５年４月以降に申請のあった新たな予約に新料金を適用するが、６か月前から予約可能であることから、令和５年度においては増収見込額が段階的に増えていくため。

○京都芸術センター

- (事務局) 資料５－１、５－２に沿って説明
- (委員) 資料５－１ P 6 指定管理料の上限額について、年度ごとの金額が記載されていないが、４年間この金額ということか。
- (事務局) ４年間同額であるため、このような記載になっている。
- (委員) 現行の指定管理者である京都市芸術文化協会（以下「芸文協」という。）には京都市から職員が派遣されていたと思うが、その給料は京都市から出ていたのか、芸文協から出ていたのかどちらか。
- (事務局) 現在２名を派遣しており、給料は京都市から支出している。
- (委員) 公募で別の事業者が指定管理者となり、同じ人員体制とする場合、京都市から派遣はあるのか。また、その人件費は京都市が持つのか。
- (事務局) 現在の派遣は、指定管理によらず、あくまで芸文協という組織の業務を果たすために行っているものである。
- (委員) 資料５－１ 参考の収入について、委託料のほかに収入があるが、具体的にはどういう内容の収入か。
- (事務局) 芸文協が芸術センター事業の実施に当たり、文化庁への申請により得た補助金や、本市からの指定管理料以外の文化芸術事業の委託に対する委託料などである。
- (委員) 資料５－２ P 9 アート×ビジネス推進事業については、賃料をもらってオフィスとして貸し出すということか。
- (事務局) お見込みのとおり。制作室の一部を事業者にオフィスとして貸し出す。使用料は京都市が収入する。
- (委員) アート×ビジネス推進事業について、スタートアップ企業に単に部屋を貸すのではなく、アート×ビジネスの一環としてやるということであれば、応募者が要求水準書を読んでどのようにイメージされるのか気になる。芸術家と起業家とのマッチングと言ってもどこまで踏み込んでやるのか、イベントやシンポジウムなどで美術の方と産業界の方がトークするぐらいのことであれば簡単にできるが、本気でやるのであれば、持続性のあるものを要求していることがはっきりと分かった方がいいのではないかと。「化学反

応」は例えなので具体的に何をすればいいのか、解釈に幅がある。方向性自体は大事なことだと思う。

(事務局) 文言については、御意見を踏まえて整理させていただく。趣旨としては、アートとビジネスのコラボは必ずしも求めず、継続的に同居してもらうことにより、刺激をし合う場を設定するという事業である。

(委員) 関心がある人はいると思うので、無理に設定するよりは、せっかく部屋に入ってもらえるのであれば自然に一緒に話し合えるような空間や機会があるような形がいいのではないかな。

(事務局) まさにそのような仕掛けをしたいと考えている。

(委員) 単にスタートアップではなく、元々アートとコラボするための事業を考えている方が対象となるのか。

(事務局) アートに関心がある方や芸術センターに入居することに意義を感じている方であれば、必ずしもアートの関係の企業でなくてもよいと考えている。

(委員) カフェは、京都市の収入だったものが指定管理者の収入になるということか。

(事務局) お見込みのとおり。

(委員) カフェの賃料については、更新のタイミングで交渉により変わるということか。

(事務局) その可能性を含めて、今回、指定管理業務として明記したものである。

(委員) 資料5-2 P10元明倫幼稚園の跡地について、地域活動団体が退去する予定となっているが、元々そういう約束だったのか。

(事務局) 建物の耐震性に問題があり、地元との話し合いの中で不特定多数の人が集まるような使い方はできないということを御理解いただき、祇園祭山鉾連合会は移転することとなった。地元利用については、活動場所を芸術センターに一時移すとともに、元明倫幼稚園の今後の活用について話し合いを進めていく。運営団体には地元との色々な接触の機会があるため、地元との窓口として連携・協力をしてもらうため記載をしている。

(委員) 明倫小学校・明倫幼稚園は元々、心学の「明倫舎」からの名前であり、そういう匂いが残るような感じになればいいと思う。

○京都市円山公園音楽堂

(事務局) 資料6-1、6-2に沿って説明

(委員) 他の施設にも共通することだが、公募は京都市のホームページに掲載されるだけなのか。

(事務局) 基本的にはホームページでの周知となるが、公募で色々な事業者の方に手を挙げていただく工夫は必要であると考えている。現時点でお示しできる案はないが、検討の必要がある。

(委員) 市民しんぶんなどの広報紙に掲載はできないか。

(事務局) 市民しんぶんはスケジュール的に難しいが、御指摘を踏まえ、ホームページだけではなく、できるだけ多くの事業者に知っていただけるような形を検討したい。

(4) ロームシアター京都（京都会館）の中間評価について

(事務局) 資料7に沿って説明

(委員) 説明内容については問題ないが、この4年間はコロナで事業者も思っていた様な事業ができない等、想定外のことがあったかと思う。その辺りのことについて、何かあれば教えていただきたい。

(事務局) ロームシアター京都は、京都に劇場文化をつくっていくという位置付けの下、これまでから取り組んできた。指定管理期間中であることから、事業費の大幅な見直しは難しいところでもあり、現行の指定管理者と意見交換をしながら適切な水準を見極め、次回の委員会において、御説明いただきたいと考えている。

(5) その他

(委員一同) 意見なし

(事務局) 本日いただいた御意見等を踏まえ、募集要項等を整えさせていただく。今後のスケジュールについて説明

6 開会（事務局）